

支援事業・制度の概要

分野	② 交通・通信
活用する場面	V 「地域の拠点となる施設等を整備したい」場面
事業・制度の名称	無線システム普及支援事業(デジタルテレビ中継局整備事業)
趣旨	地上デジタルテレビ放送の移行に伴い発生した「新たな難視」地区の解消を目的とするデジタルテレビ中継局の整備及び置局格差を解消するための後発民放のデジタルテレビ中継局の整備を行う場合に国が整備費用の一部を補助する。
実施主体	一般社団法人等、都道府県、市町村、一般放送事業者
支援対象事業	①難視聴対策用の地上デジタルテレビ中継局(局舎、鉄塔等)の整備を行う事業 ②後発民放の新規地上デジタルテレビ中継局(局舎、鉄塔等)の整備を行う事業
採択要件、補助要件	①地デジ難視地区対策計画に掲載された地域が対象 ②一部の放送の中継局が未整備であることにより、当該放送が視聴できない地域が対象
補助率、補助限度額等	①補助率…2/3 ②補助率…1/2
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	総務省が募集
最近の実績	平成22年度 2局 平成23年度 1局 平成21年度 1局 平成24年度 0局 平成20年度 2局
県の担当窓口	情報政策課 情報企画グループ TEL:089-912-2228 FAX:089-912-2284 E-mail:jouhouseisak@pref.ehime.jp
関係省庁、団体等	総務省
関係URL	